

大分大学医学部附属地域医療学センター運営委員会細則

平成21年12月10日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属地域医療学センター規程（平成21年医学部規程第1-21号）第8条第2項の規定に基づき、大分大学医学部附属地域医療学センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大分大学医学部附属地域医療学センター（以下「センター」という。）の円滑な管理・運営を図るため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) その他センターの運営に関する必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) センターの主担当の教員
 - (3) 医学科の教授又は准教授 4人
 - (4) 看護学科の教授、准教授又は講師 2人
 - (5) 先進医療科学科の教授、准教授又は講師 2人
 - (6) 附属医学教育センターの主担当の教員
 - (7) その他学部長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第3号から第5号まで及び第7号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成21年医学部細則第1-10号)

この細則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年医学部細則第1-1号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年医学部細則第1-6号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。